

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 不動産売買契約書の印紙税の軽減措置

**Q** : 不動産売買契約書等の印紙税の引下げの特例は、平成13年3月31日で期限が切れると聞いたのですが、本当でしょうか。

**A** : 平成13年度の改正で適用期限が2年間延長されています。

### 【解説】

平成9年度の改正で、住宅・土地取引等の活性化を図るとともに、景気対策にも資する観点から、住宅・土地取引等に伴って作成される「不動産の譲渡に関する契約書」等に係る印紙税の税率を軽減する措置が講じられていて、その適用期限は平成13年3月31日までとされていましたが、今回の改正で適用期限が2年間延長され、平成15年3月31日までとなりました。

軽減措置の対象となる契約書は、これまでと同様、不動産の譲渡に関する契約書（第1号の1文書）及び建設工事の請負に係る契約に基づき作成される請負に関する契約書（第2号文書）のうち、記載された契約金額が1千万円を超えるもので、下記の表のように引き下げられています。

契約金額	本則	軽減
1千万円超5千万円以下	20,000円	15,000円
5千万円超1億円以下	60,000円	45,000円
1億円超5億円以下	100,000円	80,000円
5億円超10億円以下	200,000円	180,000円
10億円超50億円以下	400,000円	360,000円
50億円超	600,000円	540,000円

